

令和 6 年度 藤山町周辺における地下水調査業務 仕様書

1 目的

藤山町周辺において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 5 第 1 項に規定する「生活環境保全上の支障」の発生状況を把握するため、当該地周辺の地下水の水質を調査するもの。

2 検体

4ヶ所の地下水（井戸水）を採取及び分析を行う。地点及び必要な図面は、落札決定後、受注者に通知するものとする。

3 分析項目

①	アルキル水銀	⑧	ポリ塩化ビフェニル	⑮	1,2-ジクロロエチレン	⑳	ベンゼン
②	総水銀	⑨	トリクロロエチレン	⑯	1,1,1-トリクロロエタン	㉑	セレン
③	カドミウム	⑩	テトラクロロエチレン	⑰	1,1,2-トリクロロエタン	㉒	1,4-ジオキサン
④	鉛	⑪	ジクロロメタン	⑱	1,3-ジクロロプロペン	㉓	クロロエチレン
⑤	六価クロム	⑫	四塩化炭素	㉐	チウラム	㉔	ダイオキシン類
⑥	砒素	⑬	1,2-ジクロロエタン	㉑	シマジン	㉕	pH
⑦	全シアン	⑭	1,1-ジクロロエチレン	㉒	チオベンカルブ		

4 日程

業務の実施日程の目安は以下のとおりである。

- ・令和 6 年 7 月 採取
- ・令和 6 年 9 月 報告書の提出 → 発注者による検査

5 分析方法

- (1) 上記 3 調査項目①～⑮の項目については、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質調査の方法（H10.6.16 環・厚告 1）」に示される地下水等調査項目（H9.3 環境庁告示第 10 号別表の項目）の分析方法による。
- (2) 上記 3 調査項目⑯の項目については、「最終処分場に係るダイオキシン類の水質調査の方法（H12.1.14 環・厚告 1）」による。
- (3) 上記 3 調査項目㉕の項目については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法第 28 号」による。

6 業務の用に供する機械器具等

本業務の用に供する機械器具、資材及び運搬費は全て受注者の負担とする。

7 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで

8 報告書

濃度計量証明書（A4版）及び結果報告書（採取状況の写真を添付）を提出すること。なお、結果報告書は電子データで提出すること。

9 業務遂行上の遵守基準

- （1）受注者は、業務の遂行に当たって、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を納入しなければならない。
- （2）本仕様に明示されない事項又は疑義を生じた場合は、協議の上決定するものとする。

特記事項

【暴力団排除に関する事項】

請負者は、当該業務の遂行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- （2）暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- （3）排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

令和6年度 藤山町周辺における地下水調査業務

内 訳

	項目	単位	数量	単価	金額
分析費	アルキル水銀	検体	4		
	ポリ塩化ビフェニル	検体	4		
	カドミウム	検体	4		
	全シアン	検体	4		
	鉛	検体	4		
	六価クロム	検体	4		
	砒素	検体	4		
	総水銀	検体	4		
	ジクロロメタン	検体	4		
	四塩化炭素	検体	4		
	1,2-ジクロロエタン	検体	4		
	1,1-ジクロロエチレン	検体	4		
	1,2-ジクロロエチレン	検体	4		
	1,1,1-トリクロロエタン	検体	4		
	1,1,2-トリクロロエタン	検体	4		
	トリクロロエチレン	検体	4		
	テトラクロロエチレン	検体	4		
	1,3-ジクロロプロペン	検体	4		
	ベンゼン	検体	4		
	チウラム	検体	4		
	シマジン	検体	4		
	チオベンカルブ	検体	4		
	セレン	検体	4		
	1,4-ジオキサン	検体	4		
	クロロエチレン	検体	4		
	p H	検体	4		
	ダイオキシン類	検体	4		
小計					
人件費	測量技師	人日	1		
	測量技師補	人日	1		
	測量助手	人日	1		
小計					
直接経費	ライトバン運転費(3時間)	台日	1		
小計					
間接経費					
小計					
合計					
消費税相当額	10%				
総 計					